

令和 6 年安中市教育委員会 10 月期定例会 会議録

日時 令和 6 年 10 月 24 日(木)午後 2 時から午後 3 時 40 分まで
場所 松井田庁舎 2 階 第 4 会議室

【出席委員】

教 育 長	岩 崎 聡
教育長職務代理者	中 島 卯
委 員	佐 藤 和子
委 員	高 橋 恵美
委 員	三 宅 豊

【欠席委員】

なし

【事務局】

教 育 部 長	小 黒 勝明
総 務 課 長	井 上 昇
学校教育課長	関 井 貴美枝
生涯学習課長	飯 野 靖之

書 記	平 柳 好美
-----	--------

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。総務課長の井上です。

本日は、ご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

○ 岩崎教育長

* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

○ 岩崎教育長

ただいまから、令和6年安中市教育委員会10月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局から説明をお願いします。

◇ 総務課長

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認をいただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 岩崎教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

* 委員から意見等はでなかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、前回会議録につきましては承認とさせていただきます。

続きまして、日程第4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

* 委員から意見等はでなかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、日程第5「議事」に入ります。

本日の定例会では、報告・承認の議事はありません。

続いて、議案に移ります。

議案第20号「教育に関する事務の点検評価報告書（令和5年度実施事業）について」事務局より説明をお願いします。

◇ 教育部長

* 「議案第20号」を読み上げた後、

この定例会で本件をご議決いただけたら、市議会へも報告書を提出いたします。具体的な内容等については、各担当課長から説明をいたします。

* 点検評価報告書の「課題・今後の方向性等」、「学識経験者による意見、提言」の項目を中心にして、資料に沿って、

◇ 総務課長 説明

◇ 学校教育課長 説明

◇ 生涯学習課社会教育係長 説明

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第20号「教育に関する事務の点検評価報告書（令和5年度実施事業）について」質疑がありましたら、お願いします。

まず、総務課の2事業について、質疑をお願いいたします。

◆ 佐藤委員

学校施設の整備充実のところで、直接関係してくるかわかりませんが、最近災害が多いですね。各学校が安中市内の避難所として指定されていると思います。防災講座等を地域の中で行っているところがあり、防災講座の中で、避難所（施設）の活用が決まってないと避難してきた人の受け入れに混乱をきたすという意見がありました。学校の体育館を使う、体育館だけを使うという意識があるのかどうかわかりませんが、来る人たちは高齢者もいるし乳幼児もいるし、体の具合の悪い人、メンタルの問題を持っている人たちもいます。そのような方々の中には他の人と一緒に体育館（避難所）へ避難することが困難の人もあります。体育館だけでなく、他の教室とかも使わなければいけない状況もあります。市長部局の危機管理課と避難所運営の仕方について事前に整合性を合わせることが必要だと講座を受講しました。また、避難してくる人は、どこでもいいから入れて欲しい人も結構多く、地域の人たちとトラブルが起きている状況もあるようです。それを調整するためにも、事前に話し合いができていれば、スムーズに避難が可能となるとも学びました。学校施設は、災害等の避難所として受け入れる重要な施設になっているので、そのような部分も含めて考えていただきたいと感じました。

◇ 教育部長

学校は体育館が避難所として指定されています。開設は、鍵を持っている区長さんと、開設責任者（市職員）となっております。開設のメールが入ると開設責任者が鍵を開けます。災害等の時には校長先生には学校のことに専念していただくことになっております。

佐藤委員さんの話の中で、体育館で避難することが耐えられない人についてですが、福祉施設等との災害協定を結んでおり、より安全な施設の方で受け入れていただける体制もとっています。色々な企業等とも災害協定を結んでおります。私も一度、避難所では耐えられないかもしれないということで、福祉施設で受け入れていただいたこともありました。施設の機能に応じて準備をしていかなければいけないと感じています。危機管理課が主体となりますので、連携を取ってまいります。

学校の校舎を使うことに関しては、子どもの情報等もありますので、災害の程度によっては、そんなことも言っていられない状況もあるとは思いますが、通例は、避難所としては学校の校舎は使わないこととなっております。

◆ 佐藤委員

安中市は、教室までは使用しないとのことでしたが、大きな災害が起きると、それが無理な状況が各避難所で起きてくると思います。福祉避難所は、例えば、災害で鬱状態になる等の人たちが行ける状況ではないですね。ですので、そういうこともあるということを承知しておいた方がいいと思います。

◇ 教育部長

危機管理課では、個人の個別避難計画に必要なデータを集めだしているところです。個別の対応が、出来るようになってほしいと思います。また危機管理課との連絡は密に行っていきたいと思っています。

◆ 中島委員

特別教室の空調を整備していただいたので、良かったと思っています。夏には、また、気温が上昇すると予想されますし、避難所のことにも念頭に置くと、体育館の空調整備も必要と思います。予算がかかりますと思いますが、進めてもらいたいと思います。

次の学校給食室の改修が、個別施設計画に入っているのですよね。予算額も大きいとは思いますが、計画的に進めていただければありがたいと思います。

原市小学校の南校舎が老朽化しています。子ども達にとっては厳しい教育環境になっていると思いますので、改修を進めていただければありがたいです。

◇ 総務課長

特別教室の空調設備につきましては、引続き来年度以降に小学校を行う予定です。中学校は終了しております。

給食室整備は原市小学校が終わり、今年度は安中小学校調理室の設計をし令和7年度に改築工事、それ以降に第二中学校、第一中学校を計画しています。

体育館の空調設備については、特別教室の空調設備と給食整備が完了した後に、計画的に進め、一度で設置することは予算的にも不可能なため、長期間にわたってしまうかもしれませんが、整備していく予定となっております。

原市小学校の大規模改修につきましては、現在の計画では令和9年度から設計業務を委託して、それ以降工事着工していく予定です。

◆ 中島委員

原市小学校の給食室は令和7年度から運用されると記載してありますが。

◇ 総務課長

申し訳ございません。原市小学校の給食室は、令和6年度中に運用しております。修正をお願いいたします。

◆ 中島委員

給食は民間委託し、点検評価の成果を見ると良い面がたくさん記載していますが、給食室の中の運営管理は全部その委託業者が責任を負う契約になっているのですか。

◇ 総務課長

調理室自体の運営管理は安中市教育委員会ですが、調理業務については委託業者の責任となっております。

◆ 中島委員

業務は委託しているけれども、管理は教育委員会ということですね。

◇ 総務課長

はい、そうです。

◆ 中島委員

学校の栄養士は、指導・管理する必要があるということですね。

◇ 総務課長

はい、そうです。

○ 岩崎教育長

他には、ございますか。

無いようですので、続きまして、学校教育課 3 事業についてご質問等ありましたらお願いします。

◆ 中島委員

不登校対策の関係で、指導員さんが 1 名増となりセンター運営が充実したと思います。事務局の方々の努力には本当に感謝したいと思います。

質問ですけれども、決算額 15,179,645 円は市費ですか。

◇ 学校教育課長

はい、そうです。

◆ 中島委員

学識経験者による意見の中に、「学びの多様化学校」に転換しては良い時期ではないかと書いてありますが、これはどのような学校のことですか。

◇ 学校教育課長

「学びの多様化学校」の転換というのは、新たに学校を立ち上げるということになります。文科省や県教委からの認可が下りないとできないものになります。不登校の子が通う学校を新たに設置するということです。

「せせらぎの家」を「学びの多様化学校」にするには、まず県とのやり取りの中で認定してもらう必要がありますし、そこに配置する教員も県費となります。通っている子ども達は、今在籍している学校ではなく、その新しくできた多様化学校へ転校するというような形になります。慎重に検討していく必要があると考えております。

◆ 中島委員

「せせらぎの家」は、15,000千円以上の市費で運営しているわけですね。通っている子ども達は義務教育の子どもですので、指導については国に責任があるわけです。ですので、国や県から補助してもらえそうな仕組みづくりが大切だと思います。

不登校児童生徒が増えていて、指導の充実を促していくには予算的にも厳しくなってくると予想できるので、市費のみで運営する事は難しいと思います。国や県から補助してもらい、充実させていかなければ大変になると思います。各市町村で対応が変わってきてしまう可能性もあるので、各市町村の取り組みが平均化するためにも、是非、国や県に教育長を中心に働きかけてもらいたいと思います。

今現在、4名指導員がいますが、1名県費の職員が入ってくれば、全体のコーディネーターや中心的な役割を担ってもらえるし、特配を入れるようなシステムがあれば、多少各市も助かると思います。難しいことだと思いますが、進めていただきたいと思います。

○ 岩崎教育長

ご意見、ありがとうございます。

◆ 佐藤委員

不登校児童生徒対策事業の意見・提言のところで、「せせらぎの家」

の利用者の人数が国の基準を超えている。とありますが、国の基準について説明していただけますか。

◇ 学校教育課長

きちんと決まっている数字ではないですが、国の基準というか、国が示しているものは、利用者10人に対して指導員は2人が望ましいということです。

◆ 中島委員

多様化学校の場合は、そういう基準で配置をするが、市町村が設置しているものについては国とかは把握していないのですか。

◇ 学校教育課長

今申し上げた数字は、教育支援センターの指導員ですので、多様化学校とは違うものです。その苦労は国も承知はしていただいているとは思いますが。

◆ 中島委員

承知しているのだったら、国が出すべきだと思います。時間がかかっても国に働きかけを行っていただきたいと思います。

◇ 学校教育課長

国や県へ要望として上げていきたいと思います。

◆ 佐藤委員

「学びの多様化学校」は不登校児童等に限定するのですよね。みやま養護は特例校になるのですか。あれとはまた別ですか。

◇ 学校教育課長

別になります。

○ 岩崎教育長

みやま養護は、特例校ではなく、特別支援学校です。特例校は発達

障害等ではなく不登校の子が通う学校で、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施することができます。小学校中学校の９年間で実施している教育課程ではなくて、別の教育課程に編成して実施できるのが特例校です。

群馬県でいうと、内容が近い施設ですと、不登校の子ではありませんが、群馬学院という施設があり、学校内に小中学生が泊まり込みでいます。群馬学院は、前橋市立荒牧小学校・南橘中学校みやま分校となっていて、教員が配置されています。

「せせらぎの家」を多様化学校に変えたとすると、例えば、第二中学校分校・原市小学校分校のようにして、小中学校の分校が一つの場所にあり、ひとつの学校にするということです。これは、県の学校となり、県費の教員が配置されます。安中市立の学校になるので、市で運営していくことになります。そのようなイメージだと思います。

国が行う事業の申込が時々あり、手を挙げると多少補助してくれることもあります。縛りも出てくるため難しい部分もあります。

◆ 高橋委員

「せせらぎの家」にも関わりがない、相談を受けていない子どもへのサポートが必要、という箇所があります。市で把握している相談を受けていない子たちの人数、また、中学３年生でサポートを受けている子は、６人全員とも進学ができた、と記載してありますが、それ以外の子が何人ぐらいで、中学卒業後の進路、進学や就職等を把握しているのでしょうか。

◇ 学校教育課長

令和５年度の不登校児童生徒数は、月ごとに变化しますが、平均すると６５人です。ですので、３５人「せせらぎの家」に通っていますので、約半分くらいです。

◆ 高橋委員

小学校と中学校、合わせてですか。

◇ 学校教育課長

はい、小学校と中学校、合わせて65人です。

中学校3年生の生徒の中にも、「せせらぎの家」に通えていない生徒もいると思うのですが、進路については調べればわかると思いますが、手元に資料がありませんので、ここでは申し上げることはできません。

◆ 高橋委員

「せせらぎの家」に通えている子は、せせらぎの先生達にサポートしてもらえるが、「せせらぎの家」にも通えない子は、在籍している学校の担任の先生が対応してくださっているのですか。

◇ 学校教育課長

はい、そうです。

◆ 高橋委員

ありがとうございます。

○ 岩崎教育長

他には、ありますか。

無いようですので、最後に生涯学習課4事業について、質疑等ありましたらお願いいたします。

◆ 中島委員

令和5年度の途中からコロナが5類に移行し日常に戻りつつあり、利用状況が増加しているデータが出ていますが、コロナ以前の利用状況と比較すると、大体同じ水準まで戻ってきていますか。

◇ 生涯学習課長

まだ同じ状況まで戻ってはいませんが、利用者は近づいています。

文化センター等で行う自主文化事業ですと、昨年より2割ぐらい増えていますが、大人数が集まる施設ですので、警戒心等がある方も

いらっしゃいますので、コロナ以前の入場者利用者数には戻っていません。

◆ 三宅委員

避難所として公民館を活用すると思いますが、先ほどの体育館の話ではありませんが、市長部局との整合性、連携が必要と書かれていますが、実際は連携できているのでしょうか。どうなのでしょう。

◇ 教育部長

公民館につきましても、先ほどの学校と同じです。運営的には教育委員会が管理していますが、避難所の運営は危機管理課が指名した開設責任者となっています。あと区長さん、公民館の補佐が出て災害対応をすることが多いですが、基本的には学校と同じです。

◆ 佐藤委員

文化センターの管理状況の中で、講座によっては定員に満たないものもあるとの話でしたが、講座が終わったあとにアンケート取ったり、講座の評価をしたりしているのですか。

◇ 生涯学習課長

基本的にはイベントや講演会等の後にアンケートと取っています。アンケート内容は、講演についての感想や評価、また今後の講師や講演内容の希望について回答していただいております。

◆ 佐藤委員

アンケートの内容から講座を計画したりしているわけですね。

ホームページ・広報・お知らせ版に関心を持っている人は、そこから情報収集を行うと思います。私が、この1年ぐらいの間に感じたのは、人の口コミによる情報、人が集まるところで、例えば、公民館活動している講師が伝えることで、人の心を動かして、人を誘導してくれるように感じます。この先生の言うことは、みんなが信頼をして「行ってみようよ」「参加しようよ」「こういう効果があるよ」とかのポイントが皆さんに伝わると、講座の申し込みは増える気がしま

した。他の教室を利用することも必要という気がします。

◇ 生涯学習課長

ありがとうございます。

確かに、公民館等の講座・教室等の参加者の中には情報通の方もいらっしゃると思います。そのような地域の方から、「この人の話はいいよ」等の話が伝わって、講演会等に参加していただけることもあります。

また先ほど佐藤委員さんの話にもありましたが、広報・お知らせ版・ホームページ等の他にもLINEも活用して、イベント・講演会等の情報発信を行っていただきたいと思います。多くの市民の方に参加していただけるような講演が開催できるように努力していきたいと思っています。

○ 岩崎教育長

生涯学習の担当同士のネットワークがあり、他市等で講演会があるという情報をきくと、講演を聞きに行き、今後の講演会にお願いするなどしていると思います。生涯学習は、人が参加してくれないと始まらないところが学校と違って、生涯学習の担当同士のネットワークがあると思いますので、さらに、ネットワークを広げていくことも必要だと思います。

◆ 中島委員

講演会開催内容は、生涯学習課で立案するでしょう。

◇ 生涯学習課長

毎年2月に行っていますスプリングフェスティバルにつきましては、人権教育推進委員さんにリストを渡し、アンケートを取り、最終的に講師の選定を行っています。

◆ 中島委員

計画立案時に、市民の方を入れ検討するのも良いと思います。

◇ 生涯学習課長

ありがとうございます。

○ 岩崎教育長

アンケート内容に、来年度の呼んで欲しい講師を聞いていくことも良いと思います。

○ 岩崎教育長

他に、ございますか。

無いようですので、議案第20号「教育に関する事務の点検評価報告書（令和5年度実施事業）について」、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号「安中市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

* 「議案第21号」を読み上げた後、

今回の改正につきましては、大きく改正した点は、夏季休業日の延長です。それでは、資料の新旧対照表をご覧ください。

第8条の2の（2）にあります夏季休業日ですが、7月21日から8月26日までだったものを8月31日までに延長いたしました。近年、夏の間、気温の高い日が続き、熱中症による救急搬送者数も増加していると報道されております。各校では、暑さ指数に基づき運動制限をしたり、水分補給を呼びかけたりするなど熱中症対策を講じ

ておりますが、保護者・地域の方から、特に、下校時における熱中症について心配される声がありました。他市の状況や授業時数など、様々な点から検討してきた結果、児童生徒の健康・安全を第一に考え、夏季休業日を8月31日まで延長することといたしました。

本日、教育委員の皆様から議決をいただきましたら、夏季休業日の延長について、保護者宛に通知を送付する予定となっております。

次に、その他の改正点について、説明いたします。

第21条ですが、児童生徒が転学する場合に教育委員会へ提出する書類を削除いたしました。転学については、学校から口頭で報告があり、転学先の教育委員会とは連絡を取り合い、その都度確認しております。また、保護者が市民課に住所変更の手続きをした場合には、学校教育課へ連絡がくることになっております。そのため、学校から改めて書類で提出することを削除いたしました。

次に、第22条ですが、修了式の期日が休業日に重なった場合の扱いについて、文言を修正いたしました。卒業式の期日については、今まで「休業日又は修了式の期日と重なった場合には、校長と教育委員会が協議し決定する」としておりましたが、「その日前において、その日に最も近い休業日ではない日」と決め方を示すこととしました。

次の、卒業証書の様式は、転学に関する書類の様式を削除したため、号数が変更となっております。

続いて、第26条ですが、こちらも書類の様式の号数がそれぞれ変更となっております。

最後に第35条ですが、日直について、以前は「日直には教職員又は職員が当たる」とありました。ここで言う職員とは、「学校に勤務する市費負担の一般職員」を指しております。現状を考えると、市費職員が日直をすることはありませぬので、その部分を削除いたしました。なお、今回の改正は、令和7年4月1日からの施行となります。

説明は以上でございます。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第２１号「安中市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則について」質疑がありましたら、お願いします。

＊ 委員から意見等はでなかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第２１号「安中市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則について」、賛成される委員の挙手を求めます。

＊ 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第２１号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第２２号「安中市社会教育関係団体の認定について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

＊ 議案第２２号を読み上げ、

社会教育関係団体については、社会教育法第１０条で「社会教育関係団体とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」と規定されています。今回社会教育関係団体の認定申請が１件ありました。

＊ 会議資料「安中市社会教育関係団体認定申請団体一覧」に記載された各項目を読み上げた後、

【申請団体】

- ・ 安中あけぼの会

説明は以上です。

- 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第 22 号「安中市社会教育関係団体の認定について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から意見等はでなかった。

- 岩崎教育長

無いようですので、議案第 22 号「安中市社会教育関係団体の認定について」、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

- 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

- 岩崎教育長

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第 6「その他」です。事務局・委員の皆様から何かありましたら、お願いします。

* 学校教育課長が、11月の計画訪問について説明を行った。

* 生涯学習課長が、二十歳の集いについて説明を行った。

- 岩崎教育長

他に、ございますか。

無いようですので以上で、令和6年安中市教育委員会10月期定例会を閉会いたします。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

* 総務課長が、次回会議の周知を行う。

【次回定例会】

日時 令和6年11月20日（水） 午後2時から

場所 学習の森 生涯学習施設「つどいの間」

◇ 総務課長

それでは散会といたします。どうぞ気を付けてお帰りください。